

令和3年度 琉球歴史文化の日周知啓発事業 企画提案仕様書（案）

1 事業名

令和3年度琉球歴史文化の日周知啓発事業

2 事業期間

契約締結の日から令和3年12月31日

3 事業目的

県は、琉球歴史文化の日を定め、先人達が創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、「琉球歴史文化の日条例」案を令和3年2月議会に提案している（別添「琉球歴史文化の日条例（案）」を参照）。

令和3年度は、琉球歴史文化の日周知啓発事業において、琉球歴史文化の日とその趣旨について普及・啓発するための関連事業や広報活動を行うとともに、琉球歴史文化の日（11月1日）に制定記念式典を実施する。

4 委託料上限額

委託料の上限額は、12,823千円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額では無い。

5 委託事業の内容

各項目の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に配慮した内容とすること。

(1) 琉球歴史文化の日関連事業の実施

- ① 公募による「ロゴ（マーク＋文字）」の作成
 - ・6月中旬までに、公募により、琉球歴史文化の日の趣旨を踏まえた「ロゴ」を作成する。入賞者1人には賞金等を進呈する。
 - ・公募、選定、発表の方法について提案すること。
- ② 琉球歴史文化の日琉歌コンテストの実施
 - ・琉球歴史文化の日をテーマにした琉歌コンテストを実施し、9月上旬までに入賞作品を決定する。また、入賞作品を後述(3)の制定記念式典で表彰する。入賞者3人には賞金等を進呈する
 - ・公募、選定、発表の方法について提案すること。
- ③ 琉球歴史文化の日「写真＋キャッチコピー」コンテストの実施

- ・県内の小・中・高・特別支援学校に在籍する児童生徒を対象とした琉球歴史文化の日をテーマにした「写真+キャッチコピー」コンテストを実施し、9月上旬までに入賞作品を決定する。また、入賞作品を制定記念式典で表彰する。入賞者12人には賞金等を進呈する

- ・公募、選定、発表の方法について提案すること。

④ 「世界の風景でかぎやで風」映像の募集

- ・9月上旬までに、県外、海外のウチナーンチュ等を対象とした、世界各地の風景を背景とした舞踊「かぎやで風」の演舞映像を募集する。募集した映像は編集し、後述の制定記念式典のプログラム①の演出に活用する。
- ・募集、記念式典での活用方法について提案すること。

(2) 琉球歴史文化の日プロモーションの実施

① ウェブを活用したプロモーション

- ・SNS や動画共有サイトを活用し、琉球歴史文化の日とその趣旨について普及・啓発を図るとともに、前述(1)の関連事業の募集プロモーションを行う。
- ・SNS や動画共有サイトの種類、対象者、訴求方法について提案すること。

② ウェブ以外の媒体を活用したプロモーション

- ・ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、琉球歴史文化の日とその趣旨について普及・啓発を図るとともに、前述(1)の関連事業の募集プロモーションを行う。
- ・媒体の種類、対象者、訴求方法について提案すること。

(3) 琉球歴史文化の日制定記念式典の実施

- ・令和3年11月1日の午後に、沖縄空手会館（豊見城市豊見城 854-1）の空手道場を会場として「琉球歴史文化の日制定記念式典」（以下「式典」とする）を実施する（機材等の搬入、設置は前日午後6時から可能）。
- ・会場使用料は、150千円として見積もること。
- ・式典は、二部構成とする。
- ・第一部プログラムは、①幕開け舞踊「かぎやで風」、②あいさつ、③表彰とする。
- ・第二部プログラムは、④記念講演、⑤シンポジウムとする。
- ・①幕開け舞踊「かぎやで風」においては、舞台上の演舞に加え、前述(1)④で募集した映像を活用した演出を行う。舞台上の演舞は、踊り手2人、地謡7人（三線、箏、笛、太鼓、胡弓）とする。
- ・②あいさつは、知事による主催者あいさつ、来賓による来賓あいさつとする。
- ・③の表彰は、前述(1)②及び③の入賞作品の表彰を行う。
- ・第一部は45分程度、第二部は90分程度とする。
- ・式典は、動画共有サイトを通して中継する。
- ・①の映像活用方法、④及び⑤にふさわしいテーマ、動画共有サイトを通じた中継手法（媒体、カメラ台数等）について提案すること。また、その他あった方がよいプログラムがあれば提案すること。

6 積算見積

積算の経費については、以下の内容で提出すること。なお、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費（報償費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
- (3) 再委託費（直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること）
- (4) 一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）× 10 %以内
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記する）
- (6) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

7 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託事業に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれることを条件とする。実施体制については、組織体制図を作成すること（【様式7】執行体制）。

8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的な連絡調整会議等の開催を通して文化振興課に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約の主たる部分となる契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ文化振興課が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

上記(1)及び(2)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による文化振興課の承認を受けなければならない。なお、以下に例示するものについては、「承認手続の例外」とする場合がある。

- ・資料の収集・整理

- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

10 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項ならびに記載内容の詳細は、文化振興課と受託者との協議のうえ決定する。
- (4) 実務の実施にあたっては、文化振興課と密接な協議のもとで取り組むものとする。

11 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有する。
- (2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）は沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

12 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化企画班 担当：大嶺
TEL 098-866-2768 FAX 098-866-2122
電子メール aa058106@pref.okinawa.lg.jp